

○白馬村観光振興税（仮称）制度の骨子に対するパブリックコメント

実 施

1. 公表資料
白馬村観光振興税（仮称）制度の骨子
2. 閲覧場所
・白馬村行政公式ホームページ
・白馬村役場税務課
3. 募集期間
令和 6 年11月11日（月曜日）から12月10日（火曜日）までの30日間
4. 意見を提出できる方
・村内に住所を有する者
・村内に事務所又は事業所を有する者及び法人その他の団体
・村内に存する事務所又は事業所に勤務する者
・村内の学校に在学する者
5. 意見の提出方法
窓口持参、郵送、ファックス、電子メール
6. パブリックコメントの実施に伴う説明会
・HIBA（Hakuba International Business Association）／11月12日・13人
・白馬さのさか観光協会／11月21日・12人
・白馬岩岳観光協会／11月27日・40人
・八方尾根観光協会／12月 3 日・12人
7. 広報
広報はくば11月号（11月18日）にて制度の骨子及びパブリックコメントについて掲載

結 果

1. 意見提出者数
4 者（個人 2、団体 2）
2. 意見件数
11件
3. 項目別意見
3.主な使途に関すること／ 3 件
・観光による負の影響の最小化
・新しい観光業態による負の影響
・県警と連携した犯罪防止
6.特別徴収義務者に関すること／ 1 件
・税金の徴収と納付の自動化
8.税率に関すること／ 3 件
・宿泊料金に基づく段階的な宿泊税に反対
・白馬村は定率を選ぶべき・定率・定額の併存は可能
・定額制ではなく定率制を採用することを望む
14.その他／ 4 件
・迷惑行為の実態に即したマナー条例の改正
・観光業界全体での公平性の確保（税の対象範囲の拡大）
・価格重視の旅行者と宿泊者への特典提供の強化
・観光財源の必要性
4. 意見の詳細
別紙「観光振興税（仮称）制度の骨子に対するパブリックコメントの結果と対応」

番号	指摘箇所 （骨子）	ご意見	対応箇所 （骨子）	ご意見に対する村の考え方
1	3.主な使途	○観光による負の影響の最小化について 観光客の迷惑行為を防止するための効果ある具体策の実行に税を使ってもらいたい。別紙2-1 の表中に「マナー条例」とあるが、条例のブラッシュアップや啓蒙だけでは意味がない。どうやって迷惑行為を未然に防ぐのか、どうやって違反者を摘発し、罰則を適用するのか、という部分に税とエネルギーを使うべき。モラルの低い来訪客に啓蒙活動をいくら行っても無駄なことは他の観光地からも明らか。富士山の弾丸登山も登山客に訴えるだけでは効果はなかったが、ゲートを設置し登山規制をかけると95％減になった。事業実施にあたっては実効性のある具体策に取り組んでもらいたい。くれぐれも条例はあるが効果は・・・とならないよう願う。	3.主な使途	○住民生活へのマイナスの影響を抑えるための事業にも税を活用します 税の目的は、美しい山岳景観と恵まれた自然、それらに育まれた<u>生活と文化を守り</u>、世界中から訪れる人それぞれに居心地のよさを提供することができる「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高めることと、<u>村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図ること</u>としています。そのため、観光客の利便性・満足度の向上に資する事業に限らず、観光客が訪れることで生じる自然環境や<u>住民生活へのマイナスの影響を抑えるための事業</u>も税の主な使途にしているところです。ご意見にあります観光客による迷惑行為や新業態に起因する負の影響については、その実態を把握し、実効性の高い対策に取り組んで参ります。
2	3.主な使途	○新しい観光業態による負の影響について 近年増加している新業態に起因する負の影響の実態把握とその対策に観光振興税を活用してもらいたい。負の影響の一例として、管理者不在となる一棟貸のシャレー事業での夜間のBBQ パーティによる喚声や騒音、動物を誘因する食べ残し食材や油とタレが付着した食器・金網の屋外放置などを挙げる。貸シャレーでは、とくに7～9月の夏季休暇期間は、ほぼ毎晩BBQ が行われるため、隣地の住民に与える迷惑は大きい。また残置した食材がクマの誘因につながる恐れもある。管理会社は利用客のチェックイン時に、終了時間、騒音、ゴミの始末などの周知はするものの、周知後は帰ってしまい不在になるので、モラルの低い利用客には全く意味がない。BBQ も頻度が低ければ日常の光景だが、夏の間中、毎晩遅くまで隣地屋外での宴会となると窓も開けられず、とくにエアコンがない住宅の場合、住人が被る迷惑は著しい。毎晩のBBQ パーティ以外にも、新業態に起因する新たな問題が生じているのではないだろうか。これらの問題の把握と個別具体の対策事業にも観光振興税を活用すべきと考える。	3.主な使途	○上記のとおりです
3	3.主な使途	○県警と連携した犯罪防止 別紙2-1 の表中に「防犯カメラの設置」とある。しっかり県警の指導を仰ぎながら、犯罪抑止に観光振興税を積極活用願いたい。あらゆるエリアからの観光客が訪れる村である。迷惑行為の防止に万全を期し、レベルの高い観光地であることが国内外に発信されれば、迷惑行為の抑止やモラルの高い観光客の招致につながるものと考える。「白馬は何をしても大目にみてもらえる」という負のイメージが発信されないように、観光振興税を活用して観光地としてのレベル向上に注力してもらいたい。	3.主な使途	○住民と観光客にとって安心して快適な環境を整え、次世代に誇れる持続可能な観光地域を実現します ご意見にありますレベルの高い観光地、モラルの高い観光客の誘致は、取り組みの方向性としている<u>環境や経済面で地域への配慮や意識が高い旅行者に長期的に支持される観光地域づくり</u>と同義であると考えます。 地域資源を保全・活用・継承するための制度と、住民と観光客にとって安心して快適な環境を整え、次世代に誇れる持続可能な観光地域を実現してまいります。

（注）いただいたご意見を原文のまま掲載しています

番号	指摘箇所 （骨子）	ご意見	対応箇所 （骨子）	ご意見に対する村の考え方
4	14.その他	今の白馬は観光振興が功を奏し、グリーンシーズンでも毎日宿泊客が訪れるようになっている。しかし現状のマナー条例はこのような実情に遅れをとっているのではないか。先に挙げたような「オーナーは村外在住で営業と管理は企業に委託」という貸シャレー事業では、従来のオーナーがいるペンションのように、大騒ぎの抑制や放置ゴミの後始末などは行われない。ただし、隣接する住宅がなければ問題ないことでもあるので、住宅と隣接している場合に適用されるような細則の設定など、広く一般にではなく個々の実情に応じて柔軟に適用できる条例へのブラッシュアップをすすめるべきである。例えば今の条例では、花火については時間制限だけだが、時間を守ったとはいえ、夏場の長期にわたり宿泊客が毎晩花火を楽しむと、住宅が隣接する場合は住民にとって迷惑になってしまうことも考えられる。先に示したように「夏の白馬といえばBBQ」というイメージが定着するまでになったからこそ、BBQ に起因する問題も生じている。観光産業の変化に応じて、「広く一般に」ではなく「個別具体事例に」柔軟に適用できる条例が必用と考える。条例のブラッシュアップのために、観光振興税を活用して官民一体となり調査・検討・改正を進めていってもらいたい。	14.その他	○マナー条例（美しい村と快適な生活環境を守る条例）の改正を検討します 観光客の増加に伴い、様々な迷惑行為が社会問題になっています。マナー条例の制定から9年が経過していますので、ご意見のとおり、現状把握のための調査と研究を進め、条例改正を検討します。
5	8.税率	○ 宿泊料金に基づく段階的な宿泊税に反対（宿泊税率を5%の一律税率に設定する：シンプルで公平な方法を採用することで、複雑さを避け、すべての関係者にとってわかりやすい仕組みを作ります） 宿泊税には賛成ですが、宿泊料金によって金額が異なる宿泊税の導入には反対です。このような段階的な税制は、複雑さや管理上の負担を伴うため、ビジネスや行政機関にとって課題を生む可能性が高くなります。また、この税制が適用される場合、誤りや未納のリスクも増加します。 現在、白馬で最も急成長している宿泊形態は、貸別荘などのセルフコンテインド型住宅です。これらの施設は一般的に1人当たりではなく、1棟あたりの料金設定を採用してます。その代わりに、私たちは一律5%の税率を提案します。この方法は以下の利点があります - 管理がシンプルで明確になり、事業者や宿泊客にとって分かりやすくなります。 - 宿泊客の支出に応じて比例するため、宿泊形態に関わらず公平です。 -小規模な事業者でも規則を遵守しやすくなり、特にリソースが限られている事業者にとって有益です。また、村が確認しやすくなります。 一律のパーセンテージ税は、他の主要なスキーリゾート地で採用されている実績のあるモデルであり、観光インフラの持続可能な支援を実現するための効果的な方法です。	8.税率	○定率制の採用を検討します 白馬村観光振興のための財源確保検討委員会報告書（令和6年3月）では、税率の項目で「定額制又は定率制については長野県に準じる」と報告されており、これに則って定額制を採用しました。 「長野県に準じる」とされた理由は、定額制と定率制では課税標準が異なり、定額制であれば宿泊数、定率制であれば宿泊料金に税率を乗じて税額を計算することになりますので、異なる制度にしてしまうと、二つの税額計算が混在することとなり、これが会計システムなど事業者の大きな負担を招くことになってしまうからです。 また、長野県税は一律定額制ではありますが、村では低価格帯への配慮と高価格帯への対応は必要であると考え、定額制でありながらも、価格帯に応じて税額が連動する段階的定額制としました。 パブリックコメントでは、段階的定額制ではなく定率制を求める意見がいくつか寄せられていますので、定率制を採用すること、つまり、 <u>村税の定率制と県税の定額制の併用型について改めて検討</u> することとしました。

（注）いただいたご意見を原文のまま掲載しています

番号	指摘箇所 （骨子）	ご意見	対応箇所 （骨子）	ご意見に対する村の考え方
6	6.特別徴収義務	○税金の徴収と納付の自動化（税金の徴収と納付の自動化：オンライン旅行代理店（OTA）との連携により、徴収・納付のプロセスを効率化し、事業者の負担を軽減します） 白馬では、オンライン旅行代理店（OTA）や自動予約システムに大きく依存しているため、これらのプラットフォームとスムーズに連携できる税金の徴収メカニズムが必要です。ホテルのフロントスタッフが手で税金を徴収するのは非常に負担が大きく、多くの事業所にとっては現実的ではありません。 特に、セルフチェックイン・チェックアウト方式を採用している宿泊施設が多く、顧客との直接的なやり取りがないことがほとんどです。この傾向は、特に貸別荘（バケーションレンタル）業態で顕著です。 また、政府はすでに労働力不足への対応策として補助金を提供しています。さらに行政的な負担を加えることは理不尽であるとさえ言えます。 小規模な事業者は、手動での税務処理による追加の管理負担に耐えることができないでしょう。これを解決するために、私たちは以下の提案をいたします - OTA（例：じゃらん、楽天、Booking.com、Expedia、Airbnb、Agoda）と連携し、税金を自動で計算・徴収・納付できるようにする。 - 税制が決定する前に、OTA側の準備状況を確認し、業務に支障をきたさないよう調整する。税務処理を自動化することにより、事業者の負担を軽減し、業界全体での税金の正確な徴収を確保することができます。	6.特別徴収義務	○特別徴収義務者には、期限内納入額に応じた報償金やシステム改修支援金を交付します 特別徴収義務者の事務負担に配慮するとともに、適切な申告と納入を慫慂するため、特別徴収義務者報償金（期限内申告納入額の2.5％、制度開始5年間は電子申告かつ期限内納入した場合は0.5％を加算した額）を交付します。 また、税導入に伴うシステム改修等に対して支援金を交付します。 ご意見にありますようにオンライン旅行代理店（OTA）と連携することができれば、徴収・納付のプロセスの効率化と事業者の負担軽減、正確性の確保につながるものと考えますので、OTAを特別徴収義務者に指定できるように関係機関と調整します。 ただ、他の先行自治体の例をみると、OTAでは宿泊料金のみを徴収し、税はフロントで徴収する方法となっており、OTAとの調整を整えることは容易ではないと推察します。
7	14.その他	○観光業界全体での公平性の確保税の対象範囲を広げる（スキリフトの料金や日帰り旅行者向けのアクセス料金を税対象に含めることで、観光活動全体に公平に財政的な責任を分担します） 提案された宿泊税は、白馬の観光経済に貢献するすべての人々に公平に適用されるべきです。宿泊施設の提供者はその責任を認識していますが、現在の税制では、多くの日帰り客が税の対象から外れています。 もしこれが観光税であるならば、日帰り客も含める必要があります。毎年140万人以上の日帰り客が白馬のインフラ、道路、施設を利用しています。最も簡単な方法は、リフト券に観光税を加えることです。リゾート地ではすでに大人や子供別で料金を設定しているため、この数を追跡するのは非常に簡単です。 私たちは、白馬観光税の対象としてスキリフト券を含めることを提案します。具体的には、1人あたり100円程度を考えています。この方法により、滞在期間にかかわらず、すべての訪問者が白馬のインフラ維持に公平に貢献することができると考えます。	14.その他	○宿泊税以外の観光財源については引き続き検討していきます これまでに観光振興財源の確保について議論する中で、日帰り客からも負担いただくべきというご意見が寄せられています。宿泊客に限らず、幅広く負担いただく形を模索しているところですが、スキー場や駐車場においても宿泊客の利用も想定されることから、日帰り・宿泊の別に応じた料金設定等も検討が必要であると考えています。宿泊税が先行してスタートすることになりますが、それ以外の観光財源についても、引き続き検討し、持続可能な観光地域づくりに取り組むための財源を確保していきたいと考えています。

（注）いただいたご意見を原文のまま掲載しています

番号	指摘箇所 （骨子）	ご意見	対応箇所 （骨子）	ご意見に対する村の考え方
8	14.その他	○価格重視の旅行者と宿泊者への特典提供の強化（宿泊者を呼び込むための特典提供の強化：宿泊者に追加的な特典を提供することで、宿泊を促進します） 2014年に日本の消費税が5%から8%に引き上げられた際、旅行者は支出を控えめにし、消費が大きく減少しました。私たちは、このような事態が白馬にも現実的に起こりうると感じています。長野県の宿泊税を変更することはできないことは理解していますが、特にグリーンシーズンにおいて、この税金の導入がこれまで築き上げてきた勢いを止めてしまう可能性を懸念しています。白馬と長野県は、他の地域に対して競争力を失ってしまうかもしれません。私たちは、白馬が四季折々楽しめるリゾート地として成長し、国内の旅行者に四季を通して訪れてもらいたいと願っています。国内旅行者を失い、ニセコのようにになってしまうことは避けたいのです。 2019年に消費税が8%から10%に引き上げられた際、政府は特別な措置を講じるなど、より積極的に対応しました。白馬においても、同様に消費者を呼び込むためのプロモーション方法を考え、税金の導入による追加特典を提供するべきだと考えています。例えば、スキースリフトの運営者にリフト料金に1人100円を追加してもらい、宿泊証明を持っているゲストにはその100円を割引として提供する方法が考えられます。これにより、日帰り客も対象にすることができます。また、白馬内のビジネスに対しても、宿泊証明を提供するゲストに小さな割引を提供するよう促すことができます。このような宿泊促進の特典が白馬にとって非常に有益であると考えています。	14.その他	○観光振興財源の活用により効果的な事業を実施することで、観光地としての価値を高めていきます 他の先行自治体の例では、宿泊税導入後に宿泊者数の減少傾向はみられていませんが、目標像である「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高め続けることは必要ですので、そのために観光振興税（仮称）を財源としてより効果的な事業を実施することで、観光地としての価値を高めてまいります。 ご提案いただきましたプロモーション手法につきましては、関係機関に共有させていただきます。ありがとうございました。
9	14.その他	白馬が長期的に住みやすく、また訪れたい場所として成功し続けるためには、慎重な計画と協力が欠かせません。私たちは、白馬が住民にとって素晴らしい場所であり続け、着実に成長し、地域のインフラが全ての人々にとって向上していくことを望んでいます。公平で自動化された宿泊税を導入し、宿泊客と日帰り客の双方に適切な負担を求めることで、インフラ整備に必要な資金を得るとともに、白馬の独自の文化や経済的多様性を守りながら発展させていけると考えています。 アンケートを実施したところ、日帰り客に料金を課さない場合、税制が不公平に感じられるため、多くの会員の支持を得るのは難しいという結果になりました。そこで、税務担当部署には、この提案を真摯にご検討いただき、関係者と連携してバランスの取れた持続可能な解決策を作り上げて頂きたいと考えています。私たちは、その解決策作りに積極的に協力したいと考えています。	14.その他	○税導入の目的をご理解いただきありがとうございます 番号7に記載しましたとおり、宿泊税以外の観光財源については引き続き検討していきます。

（注）いただいたご意見を原文のまま掲載しています

番号	指摘箇所 （骨子）	ご意見	対応箇所 （骨子）	ご意見に対する村の考え方
10	8.税率	○白馬村は定率を選ぶべき 理由は単純に定率の方が、徴収額がはるかに大きくなるからです。セントラルフロリダ大学の原忠之准教授の話ですが、『米国オーランドはホテルの客室数が約10 万でほぼ同じ規模の室数の東京(19 年29 億円)の約15 倍の宿泊税収入(同426 億円)がある』理由はまさに、東京が定額、オーランドが定率だからだそうです。今後、八方のバンヤンツリーや岩岳の4-5 星ホテルが出来ます。ここで取り損なうことになります。高額所得者≒4-5 星のホテル宿泊者は、納税者に恩恵が戻るこの手の税金には反対しないはずです。 【なぜ、増額を狙うべきか】 数百円程度の宿泊税を徴収するような旧態然とした宿泊税制度では、富裕客が来ても直接に自治体へ恩恵が増大することはありません。さらに一般税源からDMOや観光イベントのコストを負担するため、村民からの反対が出やすいのは現在の村の予算状況を見れば明らかです。言い換えれば、定額制では富裕層誘致政策が国家戦略に沿って成功したとしても、自治体にはその恩恵が落ちず、一般財源依存が続くことになると思います。米国フロリダ州の各自治体では、一般財源には宿泊税収をいれず全て使用限定の管理口座(俗にいうエスクロー口座)に入金し、観光目的以外に使わせないそうです。つまり、観光のことは宿泊税で完結させ、一般財源は住民のために使うことを徹底させるためにも税収を増額できる定率を選ぶべきです。定額制では残念ながらその金額規模から不可能です。尚、白馬村観光局の収入予算のうちで、5 千万円内外が白馬村から拠出されています。毎年これは予算編成時に議論になります。白馬村は観光立村宣言をしているので仕方ないとなりますが、一般財源の一部を利用しているので悩ましい問題になっているのだと思います。もし定率制を選択することが出来れば、この問題は解決するのではないのでしょうか。この5 千万円を純粋な一般財源として福祉や教育等に充てることが出来るのではないかと思います。	8.税率	○定率制の採用を検討します 番号5 に記載しましたとおり、定率制を採用すること、つまり、村税の定率制と県税の定額制の併用型について改めて検討することとしました。

（注）いただいたご意見を原文のまま掲載しています

番号	指摘箇所 （骨子）	ご意見	対応箇所 （骨子）	ご意見に対する村の考え方
10	8.税率	○定率・定額の併存は可能。いや、すべき。 検討委員会で配布された資料には、【独自課税を行う市町村では、県の税率が 300 円から 150 円に引き下げられ、その引下げ分（課税余地）を用いて市町村税を課税することになります】とあります。県が定額だから、村も定額にすべきという考え方が根底にあるのでしょうか？北海道のニセコ町や倶知安町が定率で道は定額となる方向で、沖縄県も定率を採用で決定しました。県が定額だからと言って、村が定率を選べない理由にはならないと思います。総務省も否定していないと聞きます。もし白馬村が出来ないのであれば、ニセコ町や倶知安町にはない理由があるということになります。徴収者から見ても、県が固定的な定額である一方で素案にある村の段階的な定額方式は、結局のところ煩雑です。村の部分は定率にした方が計算もしやすくなると思います。定率であれ、定額であれ、レジの設定は変更しなければなりません、今までも、入湯税(定額)と消費税(定率)を併存してこなしてきたので出来ない理由にはならないと思います。OTA が対応していない、前例がない、言い訳をしようと思えば枚挙に富みません。ですが、ニセコ町や倶知安町、観光面でも連携しつつあるライバルとも言える自治体が、イバラの道を選びました。白馬も定率制採択し、ニセコ町や倶知安町と情報交換を密に行い共同戦線を張るのは如何でしょうか？ 【定率の場合の税率】 県の150 円分があるので2%が最低ライン。諸外国並みの3%で良いかと思います。ちなみにカナダのバンフは州が4%で別途局が2%で計6%でした。オーランドは6%のようです。	8.税率	○定率制の採用を検討します 番号 5 に記載しましたとおり、定率制を採用すること、つまり、村税の定率制と県税の定額制の併用型について改めて検討することとしました。
11	8.税率	○以下の理由から「定額制」ではなく、「定率制」を採用することを望みます。 1.宿泊料金に対応した「定率制」の方が、宿泊者、特別徴収義務者である宿泊事業者にとって公平な負担となること ・宿泊料金の一定割合が税額となる「定率制」を採用することにより、利用者の負担の均一化が図られ、低価格帯施設利用者の課税免除（免税点）の設定が不要となること 2.「定額制」を導入した場合、税収を増やすためには宿泊者数を増やすしかない一方、「定率制」を採用した場合には、将来の宿泊料金の変動に対応でき、オーバーツーリズムが叫ばれる中、「世界水準の山岳高原観光地」を目指す長野県観光の方向性や「観光は量から質へ」という方向性にも一致していること。 3.低価格帯への配慮と高価格帯への対応を同時に実現するため、定額制であっても「段階的定額制」にしていることは評価するが、多くの宿泊施設が季節や曜日等に応じて料金を変動制にしていること、また、一室・一棟貸しが増加している状況を考えると、税額の判定・計算が複雑となり、これが事業者の負担になることは勿論、正確な額を徴収できないこととなり、制度自体の信頼低下や不安につながりかねないこと。 4.市町村レベルでは倶知安町が採用しているほか、都道府県レベルでも沖縄県が定率制を採用する方針になっていること。	8.税率	○定率制の採用を検討します 番号 5 に記載しましたとおり、定率制を採用すること、つまり、村税の定率制と県税の定額制の併用型について改めて検討することとしました。

（注）いただいたご意見を原文のまま掲載しています